

# 社協だより

# りしり

vol.15  
2015. 3



※ 3月3日(火)のおひな様に合わせて75歳以上の一人暮らし高齢者へ「まごころ弁当」をお届けしました。今回も「利尻町女性団体協議会」の皆さまにメニューを考えて頂き、作成していただきました。

**社会福祉法人 利尻町社会福祉協議会**

利尻郡利尻町沓形字緑町9番地2  
電話 (0163) 84-3155  
FAX (0163) 84-3301

## 社協は社会福祉協議会の略です

社会福祉協議会(略称「社協」)は、昭和26年に制定された、社会福祉事業法を根拠として設立されている、自主的な民間(社会福祉法人)の社会福祉団体です。「みんなで支え合うあたたかい福祉の町づくり」は、特定の人々や機関、団体だけのものではありません。そこに住むすべての人々の生命と暮らしを守り高め、共に支え合って暮らせる町づくりを願うことだと考えます。

社協もそうしたことを願い、様々な人々によって支えられています。

# 住み慣れた自宅で生活するために ～ケアマネージャー(居宅介護支援)

介護支援専門員(ケアマネージャー)が、介護保険利用の為に必要な手続き・サポートを行います。介護保険・要介護認定・ケアプラン・介護用品・住宅改修のことなど、何でもご相談に応じます。お気軽に下記までお電話ください。【受付時間】午前8時30分～午後5時15分

## 1 ご相談・お問い合わせ

まずはお気軽にご相談ください。

## 2 ご訪問

ご本人・ご家族の状況をケアマネージャーが聞き取りし、適切なプランを考案します。

## 3 要介護申請・認定

介護保険の申請手続きから代行いたします。

## 4 ケアプランの作成・ご契約

ご本人に合ったケアプランを作成いたします。※利用者様の費用負担はございません。

## 5 介護保険サービスのご利用

作成したプランを元に、介護保険サービスをご利用いただけます。



### サービス内容(居宅介護支援)

介護のご相談

ケアプラン作成

福祉用具購入

居宅介護支援

介護保険申請代行

介護保険更新代行

福祉用具貸与

介護情報提供

住宅改修手続き

**利尻町社会福祉協議会  
居宅介護支援事業所**

住所 利尻郡利尻町杓形字緑町9番地2

IP電話 84-3155・84-9022

電話 84-3155

FAX 84-3301

**福祉用具購入費助成事業!!**

介護保険制度を利用して、電動ベットをレンタルされる場合、ベットの航走費について半額助成を受けることができます。

詳しくはケアマネージャーまでご確認ください。  
(上限15,000円まで、利用開始・返却共に適用)

# 自宅での介護を支える 訪問介護(ホームヘルパー)って?

## サービス内容

訪問介護員(ホームヘルパー)がご自宅を訪問し、入浴や食事、排泄などの介助を行う『身体介護』、調理や洗濯、掃除などの『生活援助』をはじめとして、日常生活全般にわたる訪問介護サービスを提供いたします。

### 【身体介護】

- 入浴や食事、排泄の介助
- 衣類の着脱介護
- 病院の通院介助



### 【生活援助】

- 生活必需品の買物
- 洗濯、掃除
- 食事の準備・調理
- 関係機関との連絡

※介護予防訪問介護では「身体介護」と「生活援助」の区分はありません。

## 利用料金目安

サービス利用に当たっての料金は、国(厚生労働大臣)が定める介護報酬の額です。下記の掲載金額は基本的な平常の時間帯(午前8時から午後6時)での利用料金です。サービスの内容・組み合わせにより金額が変わります。自己負担額は、サービス利用料金の1割の額です。

### ☆訪問介護☆

要介護1~5と認定された方

業務区分	内容	利用者負担 (1回あたり)
身体介護	30分未満	354円
	30分以上 1時間未満	562円
生活援助	20分以上 45分未満	265円

※上記利用者負担には、「地域加算」15%「処遇改善加算」4.8%「事業所加算」20%が加算されています。

### ☆介護予防訪問介護☆

要支援1又は2と認定された方

要介護度	内容	利用者負担 (月額)
要支援1・2と 認定された方	週1回程度利用	1,407円
	週2回程度利用	2,814円

※上記利用者負担には、「地域加算」15%「処遇改善加算」4.8%が加算されています。

訪問介護のご利用にあたっては、  
介護保険の申請を行ない、  
要介護度の認定が必要になります。



## 福祉用具をお貸し致します!!

疾病や怪我などにより緊急に福祉用具が必要な方や福祉用具の試し使用などの際に、社協が保有している福祉用具を短期間お貸ししております。少しの工夫で生活が楽になることもありますので、ご希望の方がおりましたらお気軽にご相談ください。

※貸付対応福祉用具

- ・電動ベット及び付属品、車イス、各種つえ



# 日常生活自立支援事業のご案内

高齢者や障がいにより日常生活の判断に不安のある方の金銭管理等をサポートします

## ●ご利用いただける方

高齢や障がいにより日常生活上の判断に不安を感じている方が対象です。(医師の診断は問いません)

## ●内容

**①福祉サービスの利用援助**

- 福祉サービスについての情報提供や利用手続きのお手伝い
- 利用している福祉サービスの苦情を解決するためのお手伝い



生活支援員が訪問して、生活の困りごとや心配ごとのご相談を受けます。

**②日常的金銭管理サービス**

- 公共料金の支払いや年金受領の確認、預金からの生活費の払い戻しなど、日常的なお金の管理のお手伝い



生活支援員が訪問して、銀行から生活費を払戻すお手伝いや、生活費の使い方をアドバイスします。

**③書類等の預かり**

- 定期預金通帳や年金証書など、無くしては困る大切な書類の預かり



金融機関の貸金庫でお預かりします。

## ●ご利用料金

- 1回 1,200円
- 生活支援員の1回の活動に係る料金となっており、ご利用にあたっては事前に支援内容を計画します。
- 生活保護の方は負担はありません

## ●ご利用までの流れ

- ①相談～利尻町社会福祉協議会で相談を受け付け、ご希望等を伺います。
- ②面談・調査・契約～担当職員が訪問し、必要な調査を行います。その後、支援計画を作成し、契約を結びます。
- ③サービスの提供～生活支援員がご自宅を訪問し、サービスを提供します。

● 本誌は赤い羽根共同募金の配分金を受けて発行しております ●